

## プロジェクト奨励賞に関する規程

### 第 1 条 (趣 旨)

本規程は、首都大学東京(以下「本学」という。)の学部在籍学生個人及びそれらの団体並びに大学院前期博士課程に在籍する院生個人及びそれらの団体(以下「団体等」という。)が、大学に活気を生み出し、学生に志と活力を生み出すような、活動に対する助成のための必要な事項を定める。

### 第 2 条 (名 称)

本表彰は、「プロジェクト奨励賞」と称する。

### 第 3 条 (活動)

首都大学東京同窓会(以下「本会」という。)が助成する活動は、次による。

- (1) 本学の名声を高めることになる活動
- (2) 自主的・独創的な活動

### 第 4 条 (支援)

本会は、第 3 条の対象に該当する活動を行う団体等に対して、予算の範囲内において助成する。

### 第 5 条 (手続き)

団体等が、本規程によって、助成を受けようとする場合は、様式第 1 の申請書を提出する。

2. 同一団体等が、毎年連続して申請することは可能とする。
3. 前第 1 項及び第 2 項の申請書は、本会事務局へ、提出するものとする。

### 第 6 条 (基準)

本会は、前条の申請書の提出を受けた場合は、次の基準に沿うものについて、受理するものとする。

- (1) 申請者が、第 1 条に掲げる団体等であること
- (2) 対象の活動が、公序良俗に反しないこと
- (3) 対象の活動が、特定の政治的及び宗教的なものでないこと
- (4) 対象の活動の支援期間は、おおむね 1 年以内とすること
- (5) その他理事会が定める基準に合致すること

### 第 7 条 (審査)

本会は第 5 条の規定により、申請書を受理したときは、速やかに、審査を行うものとする。

2. 審査を行う助成審査委員会を設置する。
3. 前項の助成審査会の会長は、本会の会長とする。
4. 第 1 項の審査を行う委員は、次の者とする。
  - (1) 総務委員会委員長
  - (2) 企画委員会委員長
  - (3) 理事会が指名する者 3 名

## 第 8 条 (承認)

前条の審査により、承認された場合は、様式第 2 の承認書を交付する。

2. 前項の承認については、理事会の承認を必要とする。

## 第 9 条 (助成金の支給等)

前条第 1 項の承認書の交付に際して、決定した助成金を支給する。

2 申込み、不正があったと、理事会が認めた場合は、助成金の返還を求めることができる。

3 助成金の使用に不適正なものがあった場合には、理事会の決定により、助成金の返還を求めることができる。

## 第 10 条 (報告)

団体等は、助成金を受領した後、半年を経過したときに、様式第 3 の事業の進捗状況報告書を提出しなければならない。

2 団体等は、承認書の交付を受けて、おおむね 1 年後には、様式第 4 の活動に関する報告書を本会会長あて提出するものとする。

3 理事会は、報告書に対して、意見を述べることができる。

## 第 11 条 (改正)

本規程の改廃については、理事会の決定によるものとする。

## 付 則

1. 本規程は、平成 25 年 3 月 27 日より施行する。

申請書様式 様式第 1

承認書様式 様式第 2

報告書様式 様式第 3

報告書様式 様式第 4

## プロジェクト奨励賞に関する実施細則

### 第1条（活動の範囲）

規程第3条にいう活動とは、次のものをいう。

- (1) 社会貢献となるような活動
- (2) NPO法人の設立の準備活動
- (3) 自主的・創造的な学術研究
- (4) 創業を目指す場合の基礎となる活動
- (5) プロジェクトの企画
- (6) その他、規程第1条の趣旨に合致すると理事会が認める活動

### 第2条（助成額の限度）

規程第3条の対象に該当する事業を行う団体等に対して、予算の範囲内において助成する額は、対象とする経費の総額の1/2以内とし、限度額は、50万円とする。

### 第3条（助成対象経費）

規程第4条の支援の対象となる経費は、つぎのとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷費
- (4) 備品費
- (5) 手数料
- (6) 交通費
- (7) 賃金
- (8) 通信費(郵送料)

### 第4条（証拠帳票）

- 1 助成を受けた活動に係わる経費については、全て帳簿に記載しておかなければならない。
- 2 規程第10条第3項の結果報告書に添付する領収書は、次の経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷費
- (4) 備品費
- (5) 手数料
- (6) 賃金
- (7) 通信費(郵送料)

## 付 則

1. 本細則は、平成25年 3 月27日より施行する。